

令和2年高島市教育委員会  
第4回臨時会議事日程

日 時 令和2年5月7日(木)

午後6時00分

場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

委員

委員

3. 協議事項

協議第1号 新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性  
について

4. 今後の日程

・令和2年教育委員会第5回定例会

日時：令和2年5月27日(水) 午後1時30分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

・令和2年教育委員会第6回定例会

日時：令和2年6月26日(金) 午後1時30分

場所：高島市役所 新館2階 教育委員会室

令和2年第4回臨時会座席表

教育委員 小多 偕裕	教育長 上原 重治	教育委員 三矢 艶子
---------------	--------------	---------------

教育委員 川原林 正英
教育指導部長 川島 浩之

高島市役所新館  
2階 教育委員会室

教育長	1
教育委員	4
説明員	3
事務局	2
<hr/>	
合計	10

教育委員 田邊 栄美子
教育総務部長 田谷 伸雄
教育総務課長 加藤 勝己

教育総務課 主査 阿慈知 美佳	教育総務課 参事 上原 真哉
-----------------------	----------------------

事務局

入  
口

協議第1号

新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性について

令和2年5月7日開催の第14回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果を受け、新型コロナウイルス感染症対策における教育行政の今後の方向性を別紙のとおり協議する。

令和2年5月7日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果報告および  
社会教育施設の対応について

5月5日滋賀県発表 施設使用制限の考え方

(1) 5月10日(日)まで感染拡大防止対策を実施し、5月11日(月)以降、本県の感染拡大の状況、近隣警戒府県の措置状況等を踏まえて、段階的に緩和

(2) 文教施設、博物館および県独自に要請を行っている1,000㎡以下の施設は、5月11日以降は休止の要請を行わない。

その他の施設は、14日にも示される国の専門家会議の評価、本県の感染状況、近隣特定警戒府県の措置、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの作成状況等を踏まえ対応を決定

1 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果報告  
施設毎に感染症対策を検討し、感染症対策マニュアルを作成する。

5月14日の専門家会議の評価、緊急事態宣言の動向により再開時期や再開方法など、次回対策本部会議(5月15日予定)で決定する。

2 社会教育施設の対応

次の分類により再開時期、方法を検討します。

- ・高島市民会館、藤樹の里文化芸術会館、ガリバーホール
- ・運動施設(体育館・グラウンド・テニスコート・プール等)
- ・図書館
- ・資料館等(高島歴史民俗資料館・中江藤樹記念館・良知館等)
- ・公民館、世代交流センター等



## 1 市内小中学校の臨時休業期間中の対応について（参考資料参照）

### 【国の基本的対処方針】

児童生徒の学習の機会を保障するため、感染予防に最大限配慮した上で、分散登校を行う日を設けるなど、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境をつくる必要がある。

### 【県立学校の対応】

5月11日(月)以降、分散しての登校日を設け、段階的に教育活動を行う。登校日は学校ごとに設ける。5月31日(日)までの臨時休業期間に変更はな  
く、部活動等は禁止する。

- (1) 感染症対策を講じた上で、5月18日(月)から、順次分散登校日を設け、週に1～2回、2～3時間程度、段階的に学校での教育活動を行う。
- (2) 小学1年生から3年生までの特別な理由がある児童の学校での受け入れを行う。
- (3) タブレット型端末機を活用した家庭学習の検証を行う。
- (4) 児童生徒や保護者を対象とした相談窓口を設置する。
- (5) メール配信、HP、電話連絡、家庭訪問等による連絡を行う。

## 2 小中学校の再開について

児童生徒の学習の機会を保障するため、学校再開日を6月1日(月)に想定して、対策を進める。

- 【理由】 ① 感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境をつくる必要があるため。  
<新型コロナウイルス感染症に対する基本的対処方針より>
- ② 6月1日(月)に学校を再開しなければ、夏季休業の短縮や土曜日授業を行っても、欠時回復が困難となるため。

## 3 学校再開に伴う課題について

- (1) 学校におけるクラスター感染や基礎疾患のある児童生徒への対応
  - (2) 感染症を心配する保護者や地域住民への対応
  - (3) 臨時休業に伴う欠時回復のための対応（夏季休業の短縮、土曜日登校等）
- ※ 今後の国や県からの要請、県内他市町の対応、感染拡大の状況等を踏まえ、対策を変更する可能性がある。
- ※ 明日、5月8日(金)9時から臨時校長会議を開催し、小中学校における対応について、周知する。

参考

滋賀県および県内他市における分散登校の状況および学校再開の予定について

令和2年5月7日（木） 12:30現在

市	臨時休業 期間	分散登校（する・しない、いつから、頻度、活動内容）	学校 再開日	備考
滋賀県	5/31(日) まで	○ 5/11(月)以降、分散登校日を設ける。 詳細は検討中であり、5/8(金)に県立学校および市町教育委員会に通知する。	6/1(月)	
高島市	//	■ 5/18(月)～順次分散登校を再開する。週1～2回、2～3時間程度の登校とする。 小学校は登校班ごとの分散登校、中学校は学級・学年別の分散登校を基本とする。	//	
大津市	//	■ 5/18(月)～分散登校日を設ける。	//	
彦根市	//	○ 5/11(月)以降、順次分散登校日を設ける。週1～2回程度。	//	
長浜市	//	■ 5/18(月)～分散登校日を設ける。	//	
近江八幡市	//	○ 5/11(月)以降、順次分散登校日を設ける。週1～2回程度。	//	
草津市	//	未定（分散登校を開始する方向で検討）	//	
守山市	//	小学校は保護者来校により宿題等配付【5/14解除されたら変更】。 既に中学校は週1回分散登校を実施。	//	
栗東市	//	■ 5/18(月)～中学校、5/25(月)～小学校 分散登校の方向で検討	//	
甲賀市	//	■ 5/18(月)～分散登校日を設ける。小学校は登校班、中学校は学年別。	//	
野洲市	//	■ 5/18(月)～分散登校日を設ける。	//	
湖南市	//	■ 5/18(月)～分散登校日を設ける。週1～2回程度。	//	
東近江市	//	週1回宿題等取りに来てもらう【分散登校に対する非難を受けた】	//	
米原市	//	既に分散登校を実施している。週1回、午前2～3時間。	//	



